

素晴らしき研究休暇の随想

飯村 史恵（福祉学科教員）

はじめに

2017年、今年の夏はあまりに涼しく、雨が多かった。夏は一体何処へ行ってしまったのだろうか。しかしだからと言って時の歩みが止まるわけではなく、現実問題として秋学期が迫ってきている。こうした日々を送る私の中で、2016年度が研究休暇の年であったことは、既に忘却の彼方へと追いやられつつある。折角研究に専念できる貴重なチャンスをいただいたにもかかわらず、このような戯言を口にしてしまうようでは、余りにも申し訳ない限りである。そこで本稿では、休暇中に訪問が叶い、貴重な体験をすることができた韓国と米国での短い滞在の覚書を記すこととしたい。

波乱の幕開けと当事者からのメッセージ：韓国でのSWSD2016

韓国を訪問したのは、6月下旬から7月にかけてであった。先ず6月27日～30日までソウル市COEXを会場にした社会福祉の合同世界会議であるSWSD2016（Joint World Conference on Social Work, Education and Social Development 2016）に参加した。本会議は、国際ソーシャルワーカー連盟（International Federation of Social Workers：IFSW）、国際ソーシャルワーク学校連盟（International Association of Schools of Social Work：IASSW）、国際社会福祉協議会（International Council on Social Welfare：ICSW）の3団体による主催で行われた。前回、ソーシャルワーク専門職のグローバル定義が採択された2014年のオーストラリア・メルボルンでの会議を継承した本会議には、世界83ヶ国から2,581人が参加し、全体を通じて活気に満ち溢れた印象深い会議であった。「人間の尊厳と価値の促進Promoting the Dignity and Worth of People」をメインテーマに、各国のソーシャルワーク実践並びに研究等が披露され、正規のプログラムは勿論のこと、ロビーやエキシビション会場、休憩時間やディナーなど至る所で、参加者同士の闊達な議論が展開されていた。

本会議は、日本からも100名を超す参加者があったようだが、多くの人が衝撃を受けたのは、開会式での出来事であったように思われる。それは、オープニングセレモニーで、朴槿恵大統領並びに潘基文国連事務総長（何れも当時）のビデオメッセージの後、突如始まった予期せぬ「デモンストレーション」であった。韓国保健

福祉部長官の祝辞が始まるや否や、横断幕やピラを手にした電動車椅子に乗った人々とその支持者と思われる人々が壇上に押し寄せ、何事か強い調子で叫んでいる。韓国語であり、詳細な内容は分からなかったが、何かしら「体制への反発」を匂わせ、メッセージ性の強い抗議が込められている雰囲気伝わった。殆どの参加者が、何事が始まったのかと訝る中で、彼ら／彼女らは、警備員と揉み合いになり、あっという間にそのまま会場の外へと追いやられた。会場は、何とも言えず気まずい空気に包まれたまま、セレモニーは続行された。

セレモニーの後半、フロアーから1人の参加者が立ち上がり、事態収拾に対する異論を唱えた。会議の総テーマである「人間の尊厳と価値の促進」に反するという趣旨で、賛同を示す拍手が湧き起こった。これに対して、IPSWの会長から、サービス利用者との「対話」が必要である旨が述べられた。結果的には最終日に、このグループに対し閉会式前に壇上で、自らの主張を述べる機会が与えられることになった。

つまりグループは、会議から完全に「排除」されることはなく、その後も私の記憶では、会場の一隅でピラを撒き、メッセージを訴えていた。その内容は、障害等級制度変更に伴う年金支給制限など現行制度に反対するものであり、これまでの反対闘争の中で当事者が生命を落とすという深刻な事態も含まれていた。

このような「デモンストレーション」が展開された背景には、諸事情があり、様々な評価があると思われる。しかし、当事者の訴えを排除しない世界会議の「包容力」には、強いインパクトを受けた。私自身は、会議の一参加者として誇りに思い、世界のソーシャルワーカーとの共感を覚えた。と同時に、日本の特にこれからの社会福祉を担う若い参加者たちが、これらの動きをどのように受け止めたのかについては、諸々考えさせられるものがあった。

「人間の尊厳と価値の促進」に関わる基調報告を始め、多くの報告で、「社会における権力構造との闘い」「ソーシャルワーカーによるアドボカシー」が強調されていた。日本における「当事者主体」の本質は何か、社会福祉の領域で語られるアドボカシーや「権利擁護」とは何か、深く内省させられた出来事であった。

韓国におけるインタビュー調査にみた「当事者主体」の取り組み

後半は釜山に移動して、成年後見制度に関する障害者団体関係者へのインタビュー調査を行った。韓国は、2013年から成年後見制度が導入され、比較的最近行われた法改正故に、各国の良き点を上手く取り入れた法制度として、日本でも注目を集めている。

今回の訪韓では、期間も限られており、体系的なインタビューという訳にはいかなかったが、知的障害者の親である方と障害者施設の職員の方の話を伺うことがで

きた。

知的障害者の親の会の方へのインタビューでは、韓国では公的制度そのものの整備が未だ不十分であり、家族に依存する部分が非常に大きいこと、従って家族、特に親が持っている情報力によって、障害をもつ子どもの生活に様々な影響を及ぼしていること等の問題点の指摘が印象に残った。また、成年後見制度も、理念としては良いが、現実的な適用には未だ課題が残ること、親なき後の問題の解決のためにも、市民後見人に期待したいこと、何より政府に働きかけていく必要性など、日本とも共通する問題意識と、日本に比べて相当アグレッシブな働きかけや将来ビジョンが垣間見られた。さらに、韓国で親の会を含めて当事者運動が盛んな背景には、制度の不備があり、そのための民衆運動が不可欠であることを、熱意を込めて語って下さったが、欧米を始め各国制度の知識も豊富で、障害者が自立するための農場や加工販売所等の実践等のバックグラウンドがあつての言葉であり、重みを感じられた。

ソーシャルワーカーである職員へのインタビューでは、さらに韓国と日本の福祉制度利用に関わる状況の変化などを意見交換しながら、当事者の主体性を引き出す専門職のあり方についても学ぶことができた。とりわけ印象深かったのは、成年後見制度の理解や普及については、韓国国内でも相当の地域格差があること、福祉サービスの体系の中で、児童から成人期への転換期に問題があること—この点は親の会の方も指摘していた—、さらに自治体により差があるもののソーシャルワーカー等専門職が、卒後も自ら研鑽が積める仕組みを産官学共同で創りあげているという点であった。これらの制度や仕組みは、より詳細な内容の理解を深めることにより、日本の制度に大いに参考になるであろうと思われた。

ロサンゼルスでのナーシングホーム等への訪問

次いで海外に足を延ばしたのは、10月下旬の訪米であった。立教大学に着任以来、海外調査は7月の韓国と米国が初めてで、研究休暇は誠に有難い仕組みであると実感した。

今回の目的は、科研費研究で取り組んできた判断能力が不十分な人々に対する利用契約制度の問題点と解決策を、自由・平等原理や市民社会との関係に着眼しつつ探る調査である。具体的には、ロサンゼルスで複数のナーシングホームを見学し、成年後見制度に類似した仕組みを利用している当事者及び支援者とのインタビューを行い、障害児教育法に詳しい大学教授のレクチャーを受けること、次いでカリフォルニア州における知的障害者の個別支援計画に相当するIPP (Individual Program Plan) の策定と円滑な実施を担う複数の機関にヒアリング調査を行うことを予定した。なお今回の訪問には、これまで科研費研究を共に進めてきた社会保障法と憲法を専攻されてい

る2名の法学部名誉教授にも同行していただき、米国の基本的法制度や連邦と州の関係等を始め、多角的な見地からアドバイスを得ることができた。

周知の通り、アメリカ西海岸には多くの日系人等が生活しており、ロサンゼルスにはリトルトーキョーなど以前から日本人が多く定住する街が形成されてきた。今回、私たちがナーシングホームに案内して下さった方は、リトルトーキョーの「交番」でのボランティア活動も行ってた。「交番」は、地域の防犯と地元の観光案内を担う拠点で、NPOにより運営されている。日本語のパンフレットが豊富に置かれており、様々なNPOの情報提供もなされていた。例えば付近にあるリトル東京サービスセンターというNPOでは、100名以上の社会福祉部のスタッフが、英語、日本語、韓国語、広東語、北京語など8つの言語を活用して情報照会、介護者情報提供、社会保障給付の受給手続補助、カウンセリング等に当たっていた。ここでは、高齢者で低所得者のケースマネジメントから家庭内暴力（DV）被害者の救済プログラムまであり、NPOの奥行や専門職との連携を知ることができた。

このような中で訪問したナーシングホームには1964年の東京オリンピック招致等で知られる日系人フレッド・和田勇氏が創設者の一人である元敬老ホームも含まれていた。ホームには現在でも日本庭園があり、苦情対応等を行うオンブズマンプログラムに対する周知が、英語と日本語で掲示されている。実は敬老ホームは、前述和田氏を含む日系コミュニティリーダー8名が1961年に創設したのだが、資産がありながら、経営困難という理由で2016年2月に米国の不動産会社に売却された。その後現在に至るまで、リトルトーキョーやマリOTTホテル前で抗議のデモンストレーションが行われる等、日系高齢者を中心として施設をコミュニティに取り戻すための「運動」が続いている。図らずも韓国での国際会議と重なる当事者の行動力に、またもや日本の現状を対比して考えさせられた。

知的障害者の自己主張を引き出し支える IPP

米国訪問のハイライトは、IPPの作成過程に携わる機関でのヒアリング調査であった。IPPとは、知的障害者（日本とは若干定義が異なる）が福祉サービスを利用する前提として、どのような暮らしをしたいのかという本人の個別ニーズを聞き取りながら策定する支援計画を指す。IPPを策定するのは行政から委託を受けたRC（Regional Center）であるが、RCやIPPの内容に不満を抱いた場合は異議申立ての制度があり、それをサポートするための複数の行政から独立したアドボカシーサービスの仕組みを備えている。

最初に、オークランドにあるDRC（Disability Rights California）において法律家で障害当事者でもあるスタッフから、法的支援の必要性と成果について、教示を受けた。DRCは、主として知的障害者や精神障害者に対するアドボカシー活動を行う

NPOである。カリフォルニア州には州都サクラメントを始め、ロサンゼルス、オークランド等に事務所があり、IPPについても、日本語を含む多数の言語によるガイドブックがDRCから出されている（余談だが、多言語による情報提供が行き届いているのには、本当に驚かされた。カリフォルニアの公立図書館には、日本語の林真理子氏の小説まであった！）。

同行していた憲法の教授からは、ヒアリング中にvindicateという用語が使用されている意義について教えを受けた。この単語は、本来弁明するか自分の正当性を立証するという意味とのことだが、当事者が自らの権利を主張することに通じるとの指摘であった。

翌日、州都サクラメントでは、あの旅行ガイドブック等に必ず登場する州会議事堂を民主党議員秘書にご案内いただいた後に、行政ヒアリング、当事者とのランチを挟んでRCでのソーシャルワーカーや法律家とのヒアリングをした後、最後は当事者が参加する運営委員会の一部まで見学させていただいた。当事者からソーシャルワーカー、法律家、行政担当者に至るまで、言葉は異なるが一貫して聴くことができた事項は「障害者には権利があると法に明記されている」という明確な根拠法の重要性和「当事者自身が声を上げることが重要であり、前提として何が権利であるかを当事者が知ることが大事」という当事者主体の理念、それを実効性あるものにしていくエンパワメントの重要性であった。前述の同行者の指摘に通底する原理原則を改めて学んだように思う。

また、行政の障害局長からは、予算カットなど厳しい状況がありつつも、新たなチャレンジとして特別な専門職の配置を考えているという趣旨の発言があり、ここでもアグレッシブに挑戦を続ける力強い姿に感銘を受けた。IPPやRC等が位置づけられているのは、カリフォルニア州法であるランタマン法であり、この法律は既に50年以上の歴史がある。その歴史を継受しつつ、常に新しい時代の要請に応じていく開拓性を知ることができた。

終わりに代えて

以上徒然なるままに、大きな刺激を受けた昨年の体験を綴ってきた。訪問時にはこれ以外にも、様々なエピソードがあった。カリフォルニア州における知的障害者の大規模入所施設であるSonoma Developmental Centerがいよいよ閉鎖になると聞き、観光用地図にも載っていないその場所に行きたいと無理に頼み込み、スマホにあるナビに名称を入れたら日本語で誘導してくれることに妙に感心したり、宿泊先でパークレーに研究休暇で訪れている法学部の若手研究者との食事会に参加したり、帰途に着く機上では公民権運動とジョンソン大統領のGreat Societyをモチーフにした映画を見たり等々、様々な出会いと多方面に渡り、充実した学びが可能となっ

た。これもひとえに、本学の研究バックアップ体制によるものと深く感謝している。

冒頭に挙げた新たなソーシャルワークのグローバル定義では、各国の歴史や文化的文脈と当事者参加、双方向性のある対話的過程等が重視された。このことの意味を吟味しつつ研究休暇で獲得できた事柄を更に深化させ、今後の研究成果に活かせるよう精進していきたいと考えている。